

令和2年11月4日

## 行政評価局調査の実施

総務省行政評価局では、行政評価等プログラムに基づき、令和2年11月から以下のテーマについて行政評価局調査を実施します。

- **涉外戸籍事務の適正・円滑な処理に関する行政評価・監視－婚姻届を中心として－**  
涉外戸籍事務の適正かつ円滑な処理を促進する観点から、市区町村における涉外戸籍事件（婚姻届）の受理状況、管轄法務局等への受理照会の状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

(連絡先)

＜涉外戸籍事務の適正・円滑な処理に関する行政評価・監視－婚姻届を中心として－＞

総務省行政評価局評価監視官（法務、外務、経済産業等担当）

担当：中井

電話：03-5253-5450（直通）、FAX：03-5253-5457

＜行政評価局調査全般について＞

総務省行政評価局総務課

担当：中山

電話：03-5253-5407（直通）、FAX：03-5253-5412

# 渉外戸籍事務の適正・円滑な処理に関する行政評価・監視－婚姻届を中心として－

## 調査の背景

- 我が国における在留外国人は、右肩上がり増加の一途（H24.12：203万人→H27.12：223万人→H29.12：256万人→R1.12：293万人）
- こうしたことを背景に、戸籍の届出事件本人の一部又は全部が外国人である渉外戸籍事件も増加の一途とする市区町村あり

- 婚姻届などは、本人の国籍によって必要書類が異なるため、窓口での説明や書類審査に膨大な時間や労力が費やされている状況が見受けられる。
- 今後更に、新たに創設された在留資格「特定技能」等により入国・在留する外国人が増えていくことを前提とした場合、外国人と日本人、又は外国人同士の接点が増えることとなり、本人の一部又は全部が外国人である婚姻件数も増えていく可能性あり

- 渉外戸籍事務の適正かつ円滑な処理を促進する観点から、市区町村における渉外戸籍事件（婚姻届）の受理状況、管轄法務局等への受理照会の状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施

## 主要調査項目と調査の視点

### 1 渉外戸籍事件（婚姻届）の受理状況

- 市区町村における渉外戸籍事件（婚姻届）の受付・受理の状況の把握・分析

### 2 渉外戸籍事件（婚姻届）に係る受理照会等の状況

- 市区町村における渉外戸籍事件（婚姻届）の受理に際しての管轄法務局等に対する受理照会の状況の把握・分析

## 主要調査対象

### 調査対象機関

法務省

### 関連調査等対象機関

市区町村

## 調査実施期間

令和2年11月～3年3月（予定）

## 渉外戸籍事件(婚姻届)の手続の概要

- 外国人が、日本で婚姻(結婚)したときは、婚姻届の届出が必要な場合がある。
  - ・ 日本人と外国人又は外国人同士が日本で婚姻しようとするときは、戸籍届出窓口に婚姻の届出をし、両当事者に婚姻の要件が備わっていると認められ、届出が受理されると、有効な婚姻が成立する(日本方式の婚姻)。
- 外国人が日本で婚姻の届出をするには、届書のほかに、婚姻要件具備証明書とその日本語訳が必要
  - ・ 外国人が、日本方式の婚姻を有効に成立させるためには、その人の本国の法律が定めている婚姻の成立要件(婚姻できる年齢に達していること、独身であることなど)を満たしていることが必要。市区町村では、婚姻届を受理するに当たって、この点を審査。その証明のため、日本人については戸籍謄本を、外国人については婚姻要件具備証明書(注)を提出してもらうという方法が採られている。婚姻要件具備証明書など、外国語で書かれた書類を提出する際には、その全てに日本語の訳文を付ける必要がある。
    - (注) 婚姻要件具備証明書は、婚姻しようとする外国人の本国の大使、公使又は領事など権限を持っている者が本国法上その婚姻に必要な要件を備えていることを証明する書面
- 婚姻要件具備証明書を発行していない国の場合には、婚姻要件具備証明書に代わる書類を提出することになる。
  - ・ 国によっては、婚姻要件具備証明書を発行する制度がない場合がある。その場合には、これに代わる書類を提出することになる。例えば、外国人が、日本に駐在する本国の領事の面前で、本国の法律で定める結婚年齢に達していること、日本人との結婚について本国の法律上の障害がないことを宣誓し、領事が署名した宣誓書が発行されれば、この宣誓書が婚姻要件具備証明書に代わるものとして認められる場合がある。
  - ・ 一方、婚姻要件具備証明書も、これに代わる書類も提出できない場合には、外国人の本国の法律が定める婚姻の要件を備えていることを証明するため、次のような書類を提出することになる。
    - (1) 外国人の本国の法律の写し
    - (2) 外国人の本国の公的機関が発行したパスポート、国籍証明書等の身分証明書、身分登録簿の写し、出生証明書など

(注)法務省のホームページ「国際結婚、海外での出生等に関する戸籍Q&A」を参考に当省が作成した。